

○北本市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成26年 3 月11日規則第11号

北本市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年条例第21号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(敷地面積制限の適用除外)

第2条 条例第4条第1項ただし書に規定する市長が当該地区の方針に照らして支障がないと認めた敷地は、次に掲げる敷地とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（い）項第9号に掲げる建築物の敷地
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項各号に掲げる行為（同項第5号に掲げる行為であって建築物を建築するものを除く。）を行う敷地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準に適合する敷地

(確認申請書に添付する書類)

第3条 建築主は、条例第8条の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和の適用を受ける場合においては、法第6条第1項に規定する確認の申請書に不適格建築物調書（別記様式）並びに基準時における建築物の配置図、各階平面図及び立面図を添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）
別記様式（第3条関係）

不適格建築物調書

※ 確認済証番号				地 域 ・ 地 区			
確認済証年月日							
建 築 主 の 住 所 及 び 氏 名		電話番号					
建 築 場 所		北本市					
不 適 格 建 築 物 概 要	不 適 格 の 項						
	用 途						
	構 造			最 高 の 高 さ		m	
	階 数			最 高 の 軒 の 高 さ		m	
		基 準 時 (年 月 日)	現 在	工事に伴う 除却部分	申請部分	合 計	
敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
建 築 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
壁 面 の 位 置		基準時における外 壁等の面から道路 境界線までの距離		m	基準時における外 壁等の面から隣地 境界線までの距離		m
備 考							

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
- 2 確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部を添付し、基準時における建築物の配置図、各階平面図及び立面図をそれぞれ添付すること。
- 3 「基準時」とは、北本市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の施行により、初めて不適格となった日をいう。